

○酒田市景観助成金交付要綱

(平成 17 年 11 月 1 日告示第 264 号)

改正 平成 20 年 4 月 1 日告示第 127 号 平成 23 年 7 月 27 日告示第 476 号
平成 25 年 3 月 27 日告示第 116 号 平成 29 年 9 月 28 日告示第 775 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地域の特性を生かした魅力ある景観づくりを行う市民等に対して景観助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、酒田市補助金等交付規則（平成 17 年規則第 53 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象区域)

第 2 条 市長は、助成の対象とする区域を景観助成区域として定めるものとする。

(助成の対象行為及び助成金の額)

第 3 条 助成対象行為及び助成金の額は、景観助成区域ごとに定める助成基準（別表第 1、別表第 2 及び別表第 3）によるものとする。

2 助成金額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額を助成金額とする。

(助成金の交付申請)

第 4 条 助成金の交付を受けようとする者は、酒田市景観助成金交付申請書（様式第 1 号）（以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 設計書又は見積書

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の交付申請書を受理したときは、助成金交付の可否を審査し、酒田市景観助成金交付（不交付）決定通知書（様式第 2 号）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により交付を決定するに当たり、助成金の交付目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(交付申請の変更)

第 5 条 交付申請書の内容を変更（中止を含む。）しようとする者は、酒田市景観助成金変更（中止）申請書（様式 3 号）（以下「変更等申請書」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の変更等申請書を受理し、その変更（中止）内容を承認したときは、酒田市景観助成金変更等承認通知書（様式第 4 号）を申請者に交付するものとする。

3 市長は、前項の規定により変更を承認する場合は、当初の交付決定内容及びこれに付した条件を変更することができる。

(景観形成報告書)

第6条 助成対象行為完了後、助成金の交付決定を受けた者は、酒田市景観形成報告書（様式第5号）（以下「報告書」という。）に次の書類を添付して、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 行為に係る契約書等の写し又は行為に要した経費を証する書類
- (2) 工事施工の記録写真
- (3) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の報告書は、助成金の交付決定を受けた年度内に提出しなければならない。

（助成金の額の確定）

第7条 市長は、前条に規定する報告書の提出があったときは完了検査を実施し、助成金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し酒田市景観助成金交付額確定通知書（様式第6号）により助成金の交付決定を受けた者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第8条 助成金の交付決定を受けた者は、助成金の額の確定後速やかに助成金の請求を行わなければならない。

（対象行為等の制限）

第9条 この要綱の規定により助成金の交付を受けた物件及びこの物件と同一の敷地内にある物件については、助成金の交付のあった年度から3年間は、助成を行わない。ただし、市長が優れた景観を形成するために特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

附 則(平成20年4月1日告示第127号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年7月27日告示第476号)

この告示は、平成23年8月1日から施行する。

附 則(平成25年3月27日告示第116号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成29年9月28日告示第775号)

この告示は、平成29年10月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

1. 景観助成区域			
山居倉庫周辺地区（別図第1のとおり）			
2. 助成対象行為	内容	助成金額	限度額
(1) 建築物の新築及び増改築	ア) 屋根 切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根に黒系の和瓦としたもの	2,500 円/m ²	50万円
	イ) 外壁 漆喰壁、土壁、砂壁状吹付け材、板張りその他これらに類するもの又は同等の質感のある素材で仕上げたもの	2,000 円/m ²	50万円
(2) 屋根の葺き替え	ア) に同じ	2,500 円/m ²	50万円
(3) 外壁の張り替え	イ) に同じ	2,000 円/m ²	50万円
(4) 外壁の塗り替え	イ) に同じ	1,500 円/m ²	50万円
(5) 塀等の設置及び改修	板塀	15,000 円/m	20万円
	生垣	5,000 円/m	10万円
(6) 既存の塀の修景	既存のブロック塀を板塀又は土塀に見えるよう、表面に板張りや塗り壁による修景を施したもの	経費の 1/2	20万円
(7) 設備機器等の修景	室外機、灯油タンク等の設備機器、自動販売機等の修景のための造作（板囲い、面格子等）	5,000 円/m	5万円
(8) 自治会等による沿道の景観づくり	良好な街並み景観づくりのために、自治会または住民等が共同で取り組む沿道の景観整備等	経費の 1/2	10万円
3. 摘要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区域内の公道に接する敷地内又は公道に接続する私道に接する敷地内にある建築物等を助成対象とする。 ・ 塀等の設置及び改修には、駐車場部分も含む。 ・ 塀の色彩は、無彩色又は落ち着いた茶系色とする。 ・ 既存建物の改修に当たっては、屋根や外壁など、建物の一部単位ごとの改修も助成対象とするが、建物全体の景観が地区の景観整備のイメージに合致するものとする。 ・ (1) から (7) までに係る複数の助成対象行為を単年度で行う場合の助成額の限度額は、上記にかかわらず50万円とする。 		

別表第2(第3条関係)

1. 景観助成区域			
酒田市松山歴史公園周辺地区（別図第2のとおり）			
2. 助成対象行為	内容	助成金額	限度額
(1) 建築物の新築及び増改築	ア) 屋根 切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根に黒系の和瓦としたもの	2,500 円/m ²	50万円
	イ) 外壁 地区の伝統的な建築様式である漆喰壁に下見板張り又は漆喰塗り、板張り、吹き付けなどにより仕上げたもの	2,000 円/m ²	50万円
(2) 屋根の葺き替え	ア) に同じ	2,500 円/m ²	50万円
(3) 外壁の張り替え	イ) に同じ	2,000 円/m ²	50万円
(4) 外壁の塗り替え	イ) に同じ	1,500 円/m ²	50万円
(5) 塀等の設置及び改修	板塀	15,000 円/m	20万円
	土塀	30,000 円/m	30万円
	生垣	5,000 円/m	10万円
(6) 既存の塀の修景	既存のブロック塀を板塀又は土塀に見えるよう、表面に板張りや塗り壁による修景を施したもの	経費の 1/2	20万円
(7) 設備機器等の修景	室外機、灯油タンク等の設備機器、自動販売機等の修景のための造作（板囲い、面格子等）	5,000 円/m	5万円
(8) 自治会等による沿道の景観づくり	良好な街並み景観づくりのために、自治会又は住民等が共同で取り組む沿道の景観整備等	経費の 1/2	10万円
3. 摘要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区域内の公道に接する敷地内又は公道に接続する私道に接する敷地内にある建築物等を助成対象とする。 ・ 塀等の設置及び改修には、駐車場部分も含む。 ・ 塀の色彩は、無彩色又は落ち着いた茶系色とする。 ・ 土塀については、最上部に瓦を設置し、表面は漆喰塗りなど自然素材の質感を持つ仕上げとする。 ・ 既存建物の改修に当たっては、屋根や外壁など、建物の一部単位ごとの改修も助成対象とするが、建物全体の景観が地区の景観整備のイメージに合致するものとする。 ・ (1)から(7)までに係る複数の助成対象行為を単年度で行う場合の助成額の限度額は、上記にかかわらず50万円とする。 		

別表第3(第3条関係)

1. 景観助成区域 日 and 山周辺地区 (別図第3のとおり)			
2. 助成対象行為	内容	助成金額	限度額
(1) 建築物の新築及び増改築	ア) 屋根 切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根に黒系の和瓦としたもの	2,500 円/m ²	50万円
	イ) 外壁 漆喰壁、土壁、砂壁状吹付け材、板張りその他これらに類するもの又は同等の質感のある素材で仕上げたもの	2,000 円/m ²	50万円
(2) 屋根の葺き替え	ア) に同じ	2,500 円/m ²	50万円
(3) 外壁の張り替え	イ) に同じ	2,000 円/m ²	50万円
(4) 外壁の塗り替え	イ) に同じ	1,500 円/m ²	50万円
(5) 塀等の設置及び改修	板塀	15,000 円/m	20万円
	土塀	30,000 円/m	30万円
	生垣	5,000 円/m	10万円
(6) 既存の塀の修景	既存のブロック塀を板塀又は土塀に見えるよう、表面に板張りや塗り壁による修景を施したもの	経費の 1/2	20万円
(7) 設備機器等の修景	室外機、灯油タンク等の設備機器、自動販売機等の修景のための造作(板囲い、面格子等)	5,000 円/m	5万円
(8) 自治会等による沿道の景観づくり	良好な街並み景観づくりのために、自治会又は住民等が共同で取り組む沿道の景観整備等	経費の 1/2	10万円
3. 摘要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区域内の公道に接する敷地内又は公道に接続する私道に接する敷地内にある建築物等を助成対象とする。 ・ 塀等の設置及び改修には、駐車場部分も含む。 ・ 塀の色彩は、無彩色又は落ち着いた茶系色とする。 ・ 土塀については、最上部に瓦を設置し、表面は漆喰塗りなど自然素材の質感を持つ仕上げとする。 ・ 既存建物の改修に当たっては、屋根や外壁など、建物の一部単位ごとの改修も助成対象とするが、建物全体の景観が地区の景観整備のイメージに合致するものとする。 ・ (1)から(7)までに係る複数の助成対象行為を単年度で行う場合の助成額の限度額は、上記にかかわらず50万円とする。 		

別図第1(第3条関係) 山居倉庫周辺地区



別図第2(第3条関係) 酒田市松山歴史公園周辺地区



別図第3(第3条関係) 日和山周辺地区

